

## 私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する私立学校（私立大学及び私立高等専門学校を除き、同法附則第2条及び第6条の規定により設置された私立幼稚園等を含む。以下同じ。）に関する事務に係る教育庁の職員の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行する事務)

第2条 教育庁の職員は、学校教育法第4条第1項の規定による私立学校の設置廃止等の認可、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の規定による助成措置、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の規定による就学支援金の支給その他の私立学校に関する事務を補助執行するものとする。

(決裁区分等)

第3条 前条に規定する事務のうち知事の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- 一 秋田県私立学校審議会の委員の任免に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、高度な判断を要する事項並びに異例に属する事項及び先例となる事項のうち重要な事項に関すること。
- 2 前条に規定する事務（一般的事務に限る。）のうち副知事、教育次長、課長及び班長の専決する事項は、秋田県事務決裁要綱（平成19年4月1日総務企画部長制定）別表第2に定めるとおりとする。この場合において、同表中「部長」とあるのは「教育次長（2人以上の教育次長が置かれている場合にあつては、教育長があらかじめ定めた教育次長）」とする。
- 3 前条に規定する事務（一般的事務以外の事務に限る。以下「個別的事務」という。）のうち教育次長（2人以上の教育次長が置かれている場合にあつては、教育長があらかじめ定めた教育次長）及び課長の専決する事項並びにその合議先は、教育次長が別に定めるものとする。
- 4 前条に規定する個別的事務のうち認可等の申請に基づいて行う事務の処理の日数は、教育次長が別に定めるものとする。

(代 決)

第4条 知事が不在のときは、その決裁する事項について副知事が代決し、副知事も不在のときは教育次長が代決するものとする。

2 副知事が不在のときは、その専決する事項について教育次長が代決するものとする。

3 教育次長が不在のときは、その専決する事項について当該事項に係る事務を所掌する課の課長が代決するものとする。

4 課長が不在のときは、その専決する事項について当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。

(補 則)

第5条 前条までに定めるもののほか、私立学校に関する事務に係る補助執行については、秋田県事務決裁要綱及び許認可等事務処理日数設定規程（昭和40年秋田県訓令第3号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。